

Ⅲ ごみ処理事業

1 概況	41
2 収集・処理体制	41
3 処理業者一覧	42
(1) 収集運搬委託業者	42
(2) 収集運搬業許可業者	43
(3) 処分業許可業者	44
4 ごみの収集・処理量	45
(1) 2022年度収集量及び処理量	45
(2) 2022年度収集及び処理内訳	46
(3) 人口とごみ収集量の推移	47
(4) 1人1日当たりの家庭ごみの排出量の推移	48
(5) 焼却・埋立処分量等の推移	48
(6) 最終処分量の推移	49
(7) 災害ごみの収集・処分	49
5 焼却されるごみの組成分析	50
(1) 焼却されるごみの物理的組成	50
(2) 焼却されるごみの3成分	50
6 ダイオキシン類対策	51
7 不法投棄防止対策	51
(1) 夜間定点監視	51
(2) 夜間監視パトロール	51
(3) 不法投棄廃棄物処理量及び件数	51
(4) その他の対策	52
8 放置自動車の処理	52
9 犬・ねこ等の死体処理	52
10 廃棄物適正化推進員	53
11 事業所ごみ対策事業	53
(1) 事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所の所有者への調査・指導	54
(2) 一般事業所への指導	54
(3) 搬入物検査	54

1 概 況

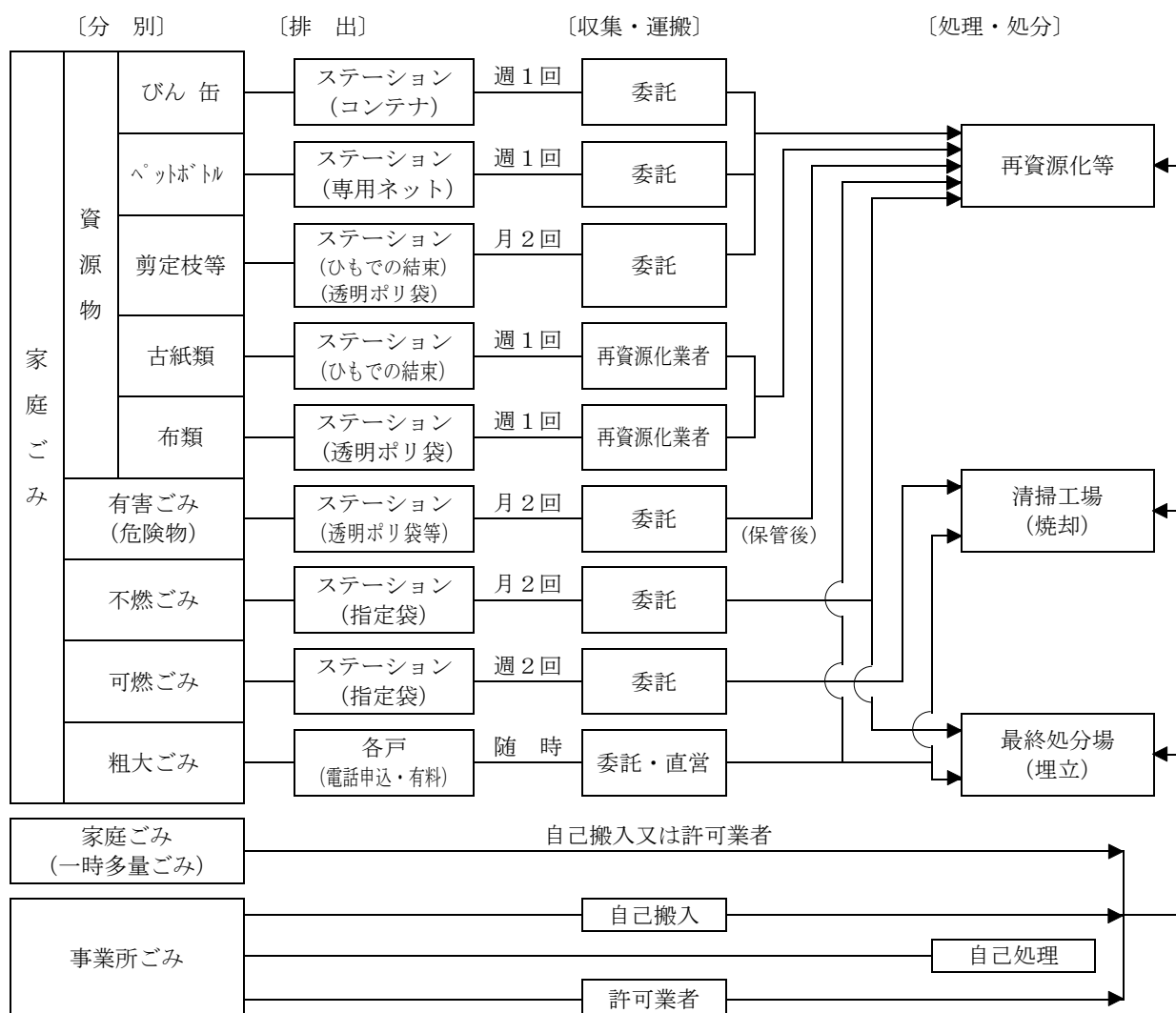
ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破碎・焼却）、最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持される。

本市では、年々増加、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充に努めてきた。

また、1992年10月から全市一斉に5分別収集を実施し、1994年11月から事業系指定袋制、1995年1月には家庭系指定袋制を導入した。そして、1998年8月には粗大ごみの収集を有料化、事業所ごみを全面有料化し、さらに、2014年2月より家庭ごみ手数料徴収制度を導入し、排出者である住民・事業者対策として正しいごみ処理の方法及びごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけ、市民・事業者・市が一体となった資源循環型社会の構築を目指している。

2 収集・処理体制

(2023年4月1日現在)



【ごみ収集運搬用車両】

直 営	3 環境事業所	21台	委 託	5 業者 1 組合	205台
			許 可	37 業者	365台

3 処理業者一覧

(1) 収集運搬委託業者

(2023年4月1日現在)

名	称	代表者名	所在地	委託車両台数						
				可燃	不燃・有害	資源	狭隘	粗大破砕	粗大可燃	計
1	千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合	丸山佳希	中央区千葉港7番1号	98	17	58	2			175
①	光クリーンサービス株式会社	丸山佳希	花見川区三角町610-1	10	2	3				15
②	千葉塵芥清掃(有)	石橋英彦	中央区椿森3-2-5	11						11
③	(有)大野興業	大野春美	緑区古市場町332	10	2					12
④	(有)千種運送店	三角章	花見川区千種町185-1	9	1	9				19
⑤	株中村総業	中村正男	若葉区和泉町180-1	12		5				17
⑥	(有)丸十トラック運送店	岩楯保	美浜区新港216	10	1	3				14
⑦	千葉臨海清掃(有)	中村統一	美浜区真砂5-4-19	7	1					8
⑧	(有)京葉ダスト	古川正和	稲毛区園生町392	9						9
⑨	(有)翼商事	大岩忠雄	花見川区幕張町1-7780	6	1	1				8
⑩	(有)三幸清掃	林田利子	花見川区幕張町5-417-28	7	1	3				11
⑪	(有)三共商事	大岩孝	花見川区幕張町1-4070	7	1	3				11
⑫	(有)奥山商店	奥山博史	中央区東千葉2-6-1-1021			2				2
⑬	(有)金井商店	金井明夫	花見川区幕張町1-956-2			2				2
⑭	株共進	組田幸一郎	花見川区長作町2499-2		1	8	1			10
⑮	(有)山王商会	山浦幸江	花見川区こてはし台4-29-7			6				6
⑯	(有)中野	中野常雄	中央区道場北1-3-4			2				2
⑰	(有)三浦産業	三浦晃	若葉区若松町2162-5			1				1
⑱	(有)山下商店	山下慶輔	中央区出洲港16-17			2				2
⑲	(有)五運	栗島八重子	中央区仁戸名町720-147			6	1			7
⑳	(有)巴山商会	巴山永壽	緑区大椎町1251-47			2				2
㉑	(有)中央商事	伊藤公一	中央区生実町887-1		4					4
㉒	丸徳環境株式会社	徳山智美	稲毛区宮野木町441-12		2					2
2	株アキ商事	近藤朝雄	花見川区慣橋町1743-2			11				11
3	J & T 環境株式会社	露口哲夫	(営)美浜区打瀬1-1-4	1						1
4	佑信鋼業株式会社	山本義和	花見川区千種町259-2			2				2
5	市原清掃事業株式会社	市原秀一	美浜区浜田2-30					9	2	11
6	株サン・クリーンサービス	山浦良一	稲毛区山王町289-1					4	1	5
計	5業者1組合			99台	17台	71台	2台	13台	3台	205台

(2) 収集運搬業許可業者

(2023年4月1日現在)

	名 称	代 表 者 名	所 在 地	車 両 台 数	T E L
1	大 西 総 業 株	齊 木 秀 一	若葉区源町566-7	17	253-6299
2	石 井 開 運 株	石 井 正	若葉区大草町762-2	19	237-0303
3	市 原 清 掃 事 業 株	市 原 秀 一	美浜区浜田2-30	29	271-2059
4	飯 田 環 境 ク リ ー ン 株	飯 田 敬 道	若葉区北谷津町300-26	15	228-3258
5	千 葉 興 産 株	宮 方 紀 岳	美浜区新港249-7	10	247-1212
6	み どり 産 業 株	津 根 頼 行	(営)緑区高田町2274-43	15	497-6161
7	三 幸 企 業 株	大 塚 泰 正	(営)中央区富士見2-3-1	2	222-7069
8	㈹ 岡 村 商 事	岡 村 良 明	若葉区下田町812	10	239-1988
9	株 ア イ ク リ ー ン	木 部 隆 則	(営)花見川区こてはし台1-7-2	3	379-5829
10	株 京 葉 エ ナ ジ ー	岩 崎 剛 士	(営)花見川区大日町1280-5	39	250-8811
11	共 同 リ サ イ ク ル 株	伊 藤 公 子	(営)中央区宮崎町733-1	4	209-5100
12	大 谷 清 運 株	二 木 玲 子	(営)美浜区ひび野2-2	4	297-8826
13	㈹ セ イ ワ	岩 崎 剛 士	稲毛区長沼原町716-2	4	205-5383
14	株 創 英	脊 尾 尚 志	(営)花見川区大日町1324-1	7	257-0074
15	㈹ 第 一 清 掃 セ ン タ ー	吉 野 敏 夫	花見川区幕張町2-996-2	9	272-8979
16	株 近 藤 商 会	近 藤 喜 代 美	花見川区犢橋町1743-2	19	257-5279
17	京 葉 産 業 ㈹	芳 賀 利 男	花見川区長作町533-1	3	286-4039
18	㈹ 飯 田 産 業	飯 田 裕 司	稲毛区宮野木町1171-1	19	257-9191
19	株 中 屋 總 業	粟 飯 原 啓 雄	中央区都町6-20-1-1001	3	310-7857
20	株 ダ ス テ イ	藤 原 富 藏	花見川区犢橋町1688	34	257-7877
21	花 園 産 業 ㈹	柳 澤 政 男	花見川区畑町539-27	9	272-5253
22	㈹ フ ァ ー ス ト 商 事	香 取 覚	花見川区幕張本郷6-24-19	5	272-8918
23	㈹ ク リ ー ン 事 業	藤 生 薫 里	稲毛区長沼原町279-8	3	286-8688
24	株 丸 幸	渡 邊 均	(営)花見川区三角町213-1	14	0474-43-0903
25	㈹ 日 の 出 商 会	千 葉 み つ 子	稲毛区山王町146-72	2	424-5819
26	株 マ ツ イ	松 井 昭 仁	中央区寒川町2-59	2	263-7800
27	㈹ い な ば ん	石 橋 美 和 子	美浜区新港150-2	8	242-2937
28	協 和 ク リ ー ン 株	徳 山 富 美 子	中央区蘇我町2-935-4	7	266-1892
29	株 サン・クリーンスービス	山 浦 良 一	稲毛区山王町289-1	20	423-3629
30	株 五 光 ク リ ー ン	小 川 和 彦	花見川区幕張本郷2-32-22	2	248-3452
31	㈹ 市 川 胞 衣 社	大 浦 京 子	(営)美浜区稲毛海岸3-3-20-409	1	0473-15-3840
32	エ ル エ ス 工 業 株	小 池 信 行	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	6	03-5410-3627
33	株 市 川 環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ	岩 楯 保	(営)美浜区新港249-7	12	244-5333
34	J & T 環 境 株	露 口 哲 男	(営)美浜区打瀬1-1	1	276-9681
35	株 北 総 フ ォ レ ス ト	笠 井 宏 悦	印西市岩戸3298番地1	1	0476-80-5211
36	株 グ リ ー ン ア ー ス	石 井 雅 士	(営)中央区生実町2662-1	5	043-312-1367
37	PLANTS PLUS 株	伊 藤 法 義	若葉区小間子町1-48	2	043-308-4105
計	37 業 者			365台	

※(営)は、市内の営業所所在地

(3) 処分業許可業者

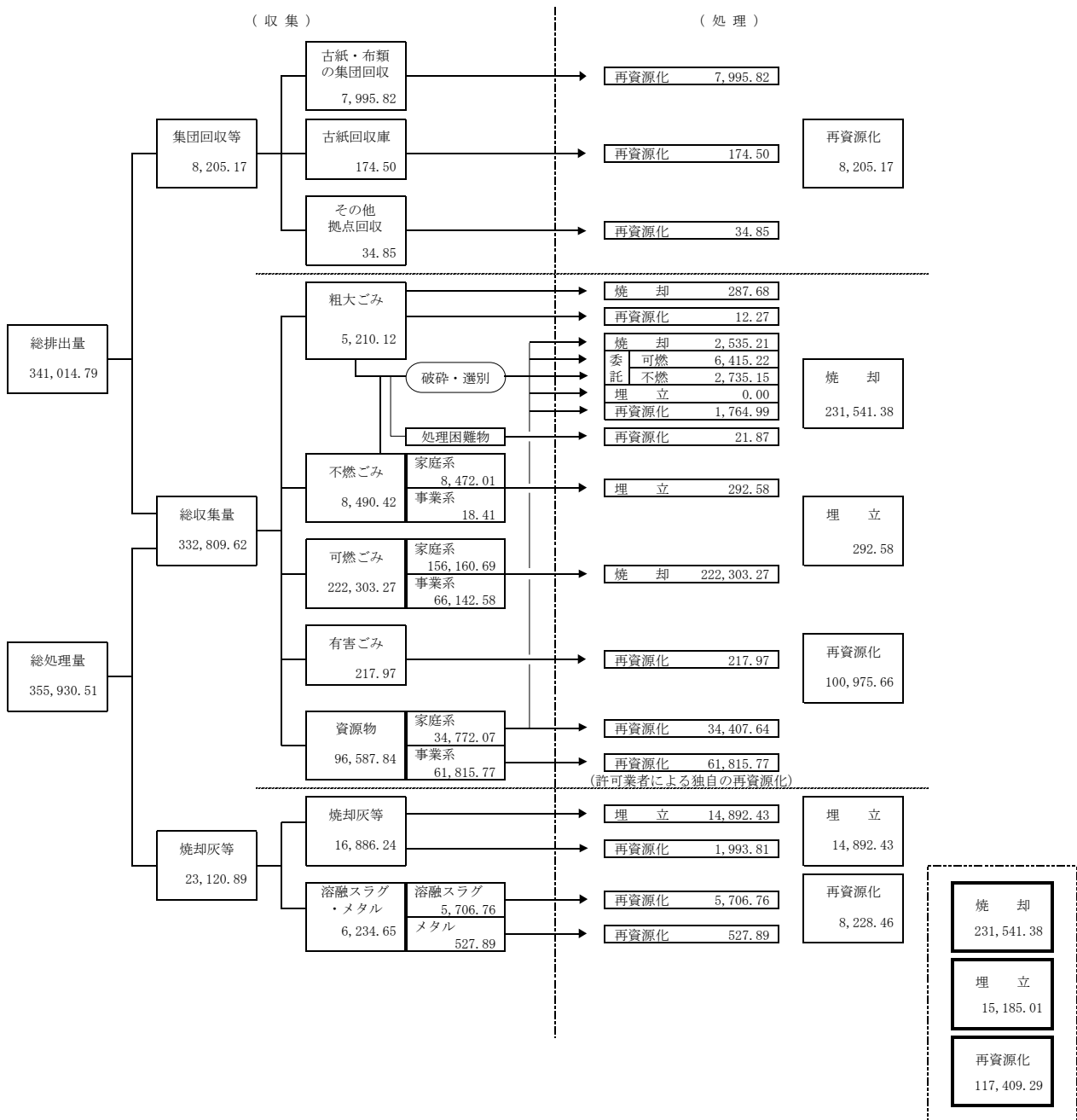
(2023年4月1日現在)

	名 称	代 表 者 名	処 理 施 設 所 在 地	取 扱 品 目	T E L
1	シナネンエコワーク(株)	神 田 勉	美浜区新港223-9	木くず	204-7201
2	(株) 近 藤 商 会	近 藤 喜 代 美	花見川区千種町259-8	紙くず パソコン、ピアノ スプリング入りマットレス FRP製品等	257-5279
3	フルハシEPO(株)	山 口 直 彦	中央区浜野町1216-68	木くず	262-0100
4	J & T 環 境 (株)	露 口 哲 男	中央区川崎町10-3	<メタン発酵に係るもの> 生ごみ及び厨芥類等 <焼却に係るもの> メタン発酵施設からの残さ 一般廃棄物 (処理量上限 100t/日)	262-4716
5	市原清掃事業(株)	市 原 秀 一	中央区浜野町1025-179	木くず	271-2059
6	(株)グリーンアース	石 井 雅 士	中央区生実町2662-1	樹木・枝葉・草	312-1367
7	(株) 佐 久 間	佐 久 間 仁 宣	美浜区新港232番地	紙くず	239-5722
8	PLANTS PLUS(株)	伊 藤 法 義	若葉区小間子町1-48	樹木・枝葉・草	308-4105
	計 8 業 者				

4 ごみの収集・処理量

(1) 2022 年度収集量及び処理量

(単位：t)

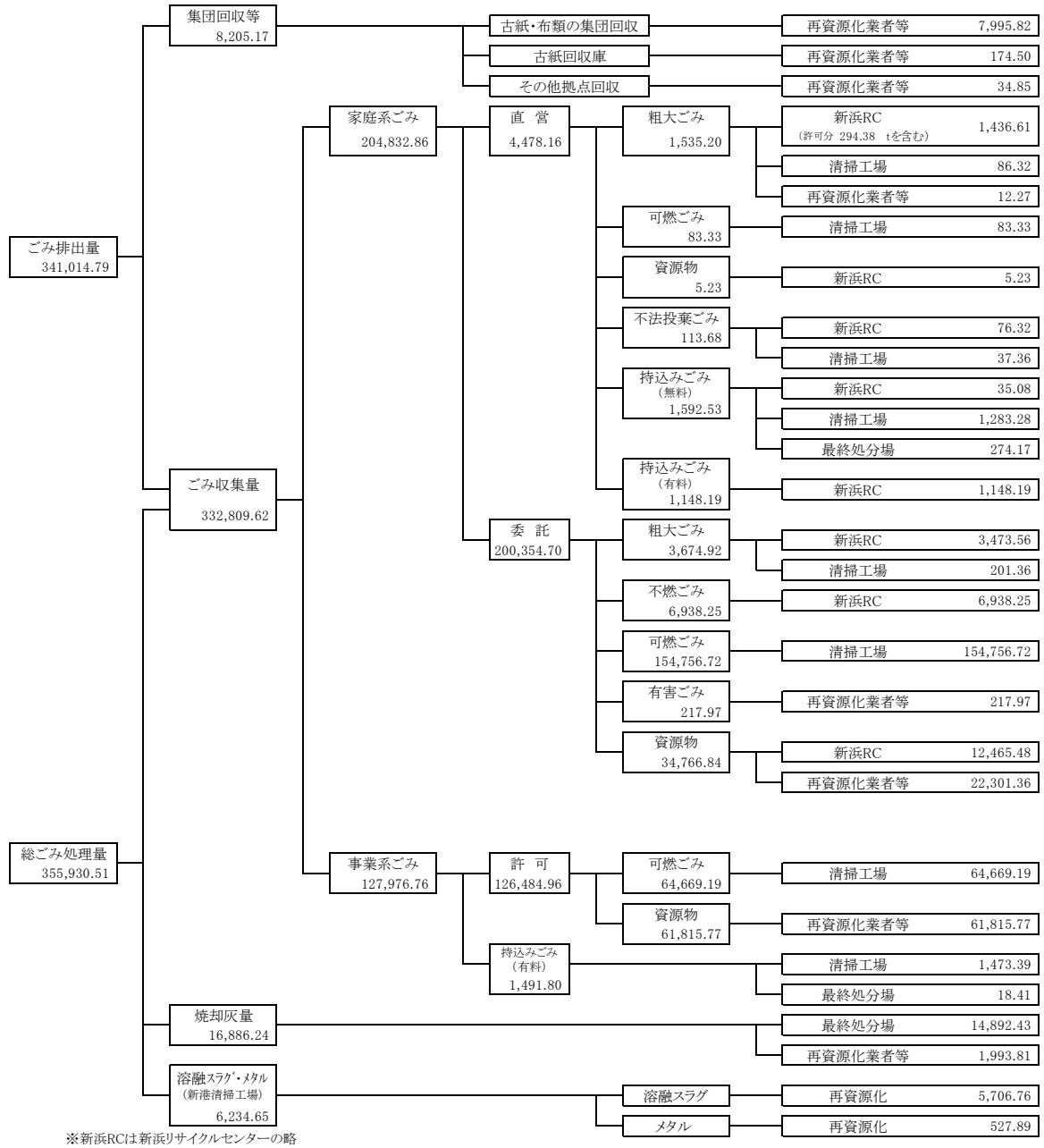


※事業系不燃ごみは、自家処理施設から排出される処理残渣

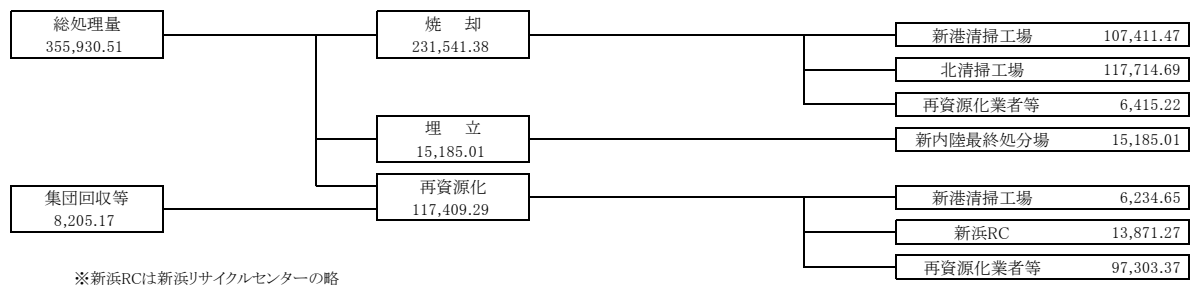
(2) 2022 年度収集及び処理内訳

(単位：t)

ア 総処理量内訳



イ 処理方法別内訳



総収集量内訳

(単位：t)	
市収集	201,978.46
持ち込み	4,232.52
許可業者	126,484.96
不法投棄	113.68
総収集量	332,809.62

市収集量内訳
(委託)

(単位：t)	
粗大ごみ	3,674.92
不燃ごみ	6,938.25
可燃ごみ	154,756.72
有害ごみ	217.97
資源物	34,766.84
計	200,354.70

※資源物は協定による古紙・布類分別収集を含む

(直営)

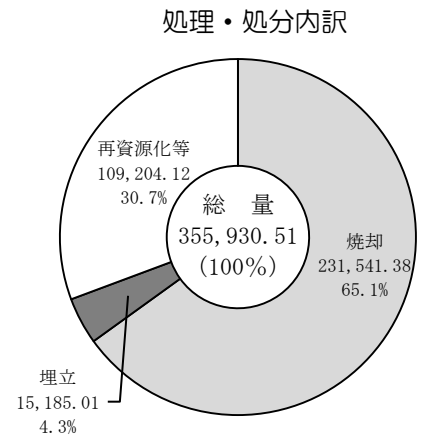
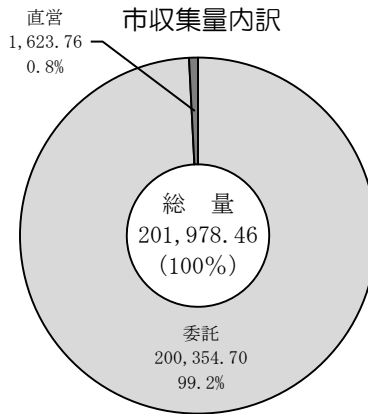
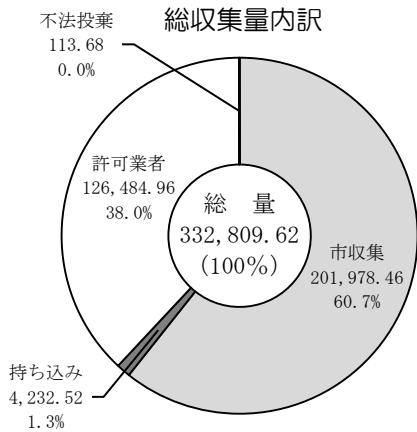
(単位：t)	
粗大ごみ	1,535.20
可燃ごみ	83.33
資源物	5.23
計	1,623.76

※粗大ごみには許可搬入分324.45tを含む

総処理量内訳

(単位：t)	
焼却	231,541.38
埋立	15,185.01
再資源化	109,204.12
総量	355,930.51

※焼却、再資源化には委託によるものを含む
※再資源化には集団回収等を含まず



(3) 人口とごみ収集量の推移

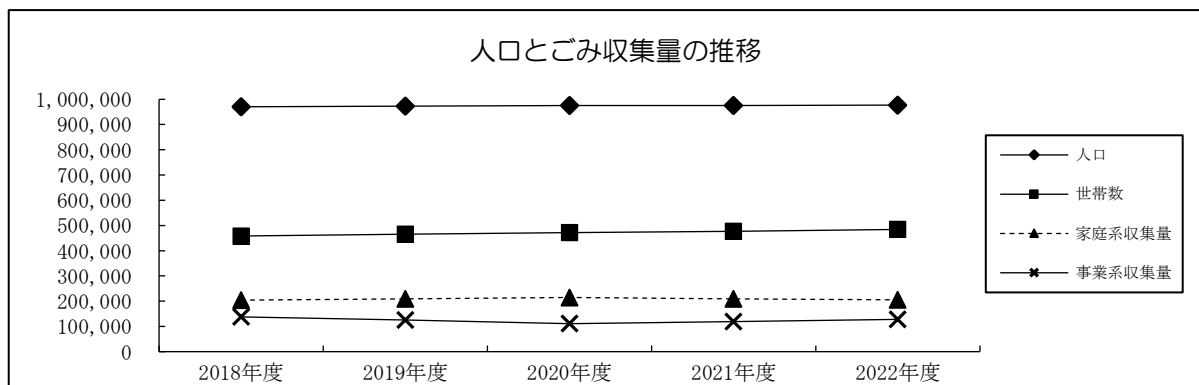
(単位：t)

項目 \ 年度		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
計画区域	人口	970,455人	973,121人	975,507人	975,947人	977,086人
	世帯数	458,314世帯	465,121世帯	472,021世帯	476,312世帯	484,329世帯
家庭系	直営	4,089.64	5,138.30	4,737.92	4,782.46	4,478.16
	委託	200,178.68	204,299.60	210,071.18	204,606.46	200,354.70
	計	204,268.32	209,437.90	214,809.10	209,388.92	204,832.86
事業系		137,694.67	125,444.93	110,908.51	118,866.81	127,976.76
総収集量		341,962.99	334,882.83	325,717.61	328,255.73	332,809.62

※1 世帯数と人口は、各年度末の住民基本台帳に記載された数値

※2 「総収集量」は、「総排出量」－「集団回収等回収量」

※3 2019年度、2020年度の災害ごみは除く



t 又は人、世帯

(4) 1人1日当たりの家庭ごみの排出量の推移

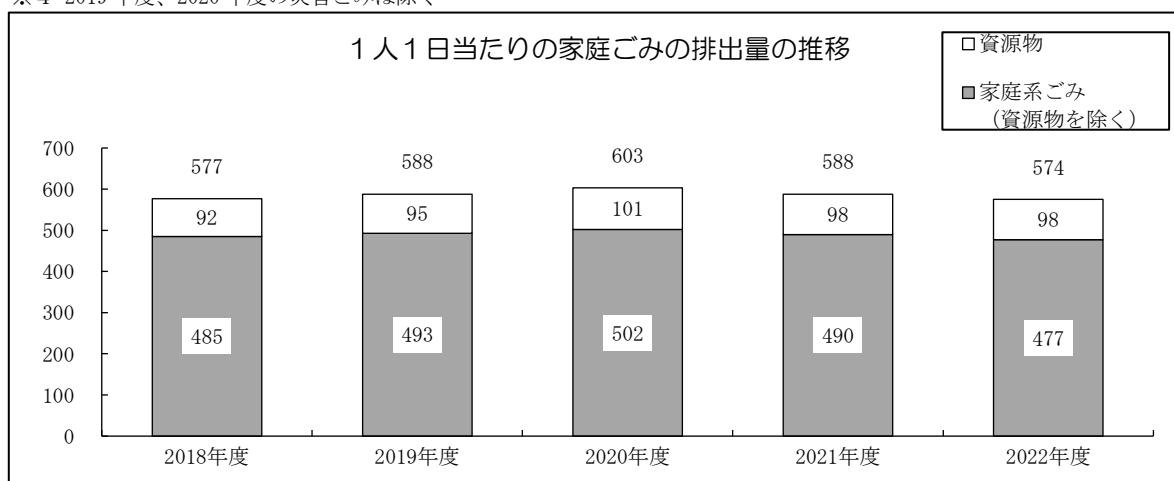
項目 \ 年度		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
人口		970,455人	973,121人	975,507人	975,947人	977,086人
家庭系収集量		204,268.32t	209,437.90t	214,809.10t	209,388.92t	204,832.86t
	家庭系ごみ (資源物を除く)	171,655.78t	175,461.43t	178,673.30t	174,386.67t	170,060.79t
	資源物	32,612.54t	33,976.47t	36,135.80t	35,002.25t	34,772.07t
1人1日当たりの 家庭ごみの排出量		577g	588g	603g	588g	574g
	家庭系ごみ (資源物を除く)	485g	493g	502g	490g	477g
	資源物	92g	95g	101g	98g	98g

※1 「人口」は、各年度末の住民基本台帳人口（外国人含む）

※2 「1人1日当たりの家庭ごみの排出量」は、「家庭系ごみ（資源物を除く）収集量」及び「資源物収集量」÷人口÷365日（閏年は366日）×1,000,000で算出

※3 「資源物」は、「びん・缶・ペットボトルの再資源化、古紙・布類の再資源化（ステーション収集）、生ごみの再資源化、剪定枝等の再資源化」の合計

※4 2019年度、2020年度の災害ごみは除く



(5) 焼却・埋立処分量等の推移

(単位：t)

項目 \ 年度		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総収集量		341,962.99	334,882.83	325,717.61	328,255.73	332,809.62
焼却灰等		25,717.25	25,391.29	25,089.99	24,043.94	23,120.89
総処理量		367,680.24	360,274.12	350,807.60	352,299.67	355,930.51
	焼却	240,742.13	242,965.21	235,156.05	232,690.15	231,541.38
	埋立	20,054.66	18,396.21	17,397.30	16,115.25	15,185.01
	再資源化等	106,883.45	98,912.70	98,254.25	103,494.27	109,204.12

※1 「総収集量」は、「総排出量」－「集団回収等回収量」

※2 「焼却灰等」は、「焼却灰量（埋立）」＋「熔融スラグ・メタル生成量」

※3 「再資源化等」は、「再資源化（熔融スラグ・メタル生成量を含む）」＋「有害物処理」＋「処理困難物処理」

※4 2019年度、2020年度の災害ごみは除く

(6) 最終処分量の推移

(単位：t)

年度		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
最終処分量	直接埋立	1,376.01	624.69	471.76	499.68	292.58
	焼却灰(埋立)	18,678.65	17,771.52	16,925.54	15,615.57	14,892.43
	計	20,054.66	18,396.21	17,397.30	16,115.25	15,185.01
総排出量		352,980.88	345,122.35	334,899.64	337,218.03	341,014.79
最終処分率		5.68%	5.33%	5.19%	4.78%	4.45%
埋立残余容量 (最終覆土分除く)		302,900m ³	284,700m ³	296,333m ³	283,785m ³	271,760m ³

※1 最終処分率=最終処分量÷総排出量×100

※2 「総排出量」は、「総収集量」+「集団回収等」

※3 2019年度の最終処分量及び総排出量は災害ごみを除くが、埋立残余容量は実測値とする。

※4 2020年度の埋立残余容量は、総埋立容量の軽微変更を行ったため2019年度より増加している。

(7) 災害ごみの収集・処分

令和元年房総半島台風(2019年台風15号)・令和元年東日本台風(2019年台風19号)及び、10月25日の大雨により、市域に甚大な被害が発生し、多量の災害ごみが発生した。

◎総処理量【収集内訳】

(単位：t)

項目	2019年度	2020年度
総収集量	1,606.45	1,552.66
環境事業所への持ち込み*1	1,431.41	15.51
市処分施設への持ち込み*2	31.59	9.80
損壊家屋等の撤去*3	97.96	1527.35
農業水産関係*4	45.49	0
焼却灰等	32.71	13.25
総処理量	1,639.16	1,565.91

※1 環境事業所による戸別収集分も含む

※2 市処分施設：清掃工場及び新浜リサイクルセンター

※3 公費解体の現場で発生した廃棄物

※4 農政センターに搬出されたビニールハウス等の農業系廃棄物

◎総処理量【処分内訳】

(単位：t)

	2019年度	2020年度
焼却	621.32	213.93
埋立	338.33	237.67
再資源化	679.51	1,114.31
総量	1,639.16	1,565.91

※委託によるものを含む

5 焼却されるごみの組成分析

(1) 焼却されるごみの物理的組成

(単位：%)

項目	年度	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
		乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース
紙類		37.8	36	36.2	34.4	41.6	40.6	39.9	40.4	43.7	46.2
厨芥類		11.7	19.9	11.8	20.6	9.1	18	9.4	18.3	6.5	13.7
草木類		5.2	6.7	5.9	6.9	5.8	6.9	7.0	7.8	5.7	6.4
布類		8.1	6.6	9.7	7.8	9.1	7.3	9.3	7.2	7.9	6.6
小計(1)		(62.8)	(69.2)	(63.6)	(69.7)	(65.6)	(72.8)	(65.6)	(73.7)	(63.8)	(72.9)
プラスチック類		31.1	24.4	30.7	24.5	27.7	21	28.3	20.4	30.2	21.9
ゴム類		1.2	0.8	0.7	0.5	2	1.3	1.4	0.9	1.3	0.9
小計(2)		(32.3)	(25.2)	(31.4)	(25.0)	(29.7)	(22.3)	(29.7)	(21.3)	(31.5)	(22.8)
金属類		0.4	0.2	0.9	0.6	0.4	0.2	0.7	0.4	0.8	0.5
ガラス類		0.1	0.1	0.3	0.2	0	0	0.1	0.1	0	0
セトモノ・石類		3.3	4.4	0.3	0.2	2.6	3.2	0.1	0	0.1	0
小計(3)		(3.8)	(4.7)	(1.5)	(1.0)	(3.0)	(3.4)	(0.9)	(0.5)	(0.9)	(0.5)
その他		1.1	0.9	3.5	4.3	1.7	1.5	3.8	4.5	3.6	4.0
小計(4)		(1.1)	(0.9)	(3.5)	(4.3)	(1.7)	(1.5)	(3.8)	(4.5)	(3.6)	(4.0)
合計		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※1 乾ベース … 一定温度で乾燥させ水分を取り除いたごみについての分類

※2 湿ベース … 排出当時のままのごみについての分類

(2) 焼却されるごみの3成分

(単位：%)

項目	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
全水分		42.6	41.7	43.2	46.0	44.8
可燃分		52.4	53.0	51.1	49.3	50.7
全灰分		5.0	5.3	5.7	4.7	4.5
合計		100	100	100	100	100

6 ダイオキシン類対策

廃棄物焼却施設より排出される排ガス等について、「ダイオキシン類対策特別措置法」（2000年1月15日施行）第28条第1項の規定に基づき排出基準の遵守状況を確認するために、ダイオキシン類の調査を実施した結果、全ての調査項目とも排出基準値以下であった。

(2022年度)

区 分		新港清掃工場		北清掃工場	
		1回目	2回目	1回目	2回目
排ガス (ng-TEQ/N m ³)	1号炉	0.00000083	0.00056	0.00013	0.000051
	2号炉	0.00000012	0.00020	0	0.00015
	3号炉	0.00000074	0.00000036	0.00006	0.00046
放流水 (pg-TEQ/l)	—	0.00011	0.000026	0.000078	0.000018
焼却灰 (ng-TEQ/g)	3炉混合	0.0072	0.037	0.0090	0.027
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	—	0.085	0.060	0.38	0.68

※1 ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム

※2 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

※3 TEQ (Toxic Equivalents) : 最も毒性の強い2,3,7,8四塩化ダイオキシンを1としてこれに比して国際法により換算した濃度

※4 Nm³ (ノルマル立方メートル) : 気体の0℃, 1気圧における1m³をいう。

7 不法投棄防止対策

(1) 夜間定点監視

夜間における不法投棄や、分別排出ルールが守られていないごみステーションを中心に、委託監視員による適正排出指導や分別・排出の啓発を実施した。(延べ450回)

(2) 夜間監視パトロール

不法投棄されたごみの撤去作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域において、夜間監視パトロールを実施し、不法投棄防止対策の強化を図っている。

(3) 不法投棄廃棄物処理量及び件数

(単位：t)

年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
項 目					
処 理 量	114.86	80.1	103.75	91.02	97.42
処 理 件 数	3,027件	1,970件	2,856件	2,596件	2,175件

(4) その他の対策

ア 監視カメラ等の貸与

2013年6月から、不法投棄の事前防止を図るため、町内自治会等のごみステーションを管理する団体に対し、監視カメラ等の貸与を行っている。(2023年4月時点で18台の監視カメラを用意)

イ 不法投棄防止月間(6・12月)

市政だよりに不法投棄の未然防止対策や廃家電製品の処理方法等に関する特集記事を掲載した。また、環境事業所による夜間パトロールを強化するとともに、町内自治会と連携して巡回パトロールを実施した。

8 放置自動車の処理

放置自動車の処理については、「千葉県放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施している。

処理にあたっては、市民からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去させるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去処分している。

(単位：件)

項目 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
発見・通報	20	16	15	23	14
本市撤去	0	0	4	0	1
自主撤去	3	6	1	8	11

※1 発見・通報のあった年度を越えて撤去を実施している場合があるので、撤去件数と発見・通報件数は必ずしも一致しない。

※2 通報受付及び調査は、建設局において実施

9 犬・ねこ等の死体処理

犬・ねこの等の小動物の死体について、収集・運搬・処分を行った。

(単位：件)

項目 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
処理件数	有料(私有地)	386	309	310	265	210
	無料(公道等)	2,543	2,439	2,132	1,956	2,210
	合計	2,929	2,748	2,442	2,221	2,420

10 廃棄物適正化推進員

1993年10月1日から、地域のボランティアリーダーとして町内自治会単位に委嘱し、ごみの分別排出の徹底、減量・再資源化の普及・啓発を図る「廃棄物適正化推進員制度」を導入した。これは、1993年4月1日に全面改正された条例を受けたもので、1985年2月より発足していた「清掃推進員制度」を基礎に発展的に移行させ、ごみ行政に対する協力体制の強化・改善を図るものである。

なお、廃棄物適正化推進員は地域で活動する自治推進員とこれを取りまとめる地区推進員とからなる。

(2022年度)

廃棄物適正化推進員	地区推進員	50人
	自治推進員	993人
	合計	1,043人

また、廃棄物適正化推進員の役割の自覚と意識の高揚に資するため、各環境事業所共催により廃棄物適正化推進員研修会を2019年度まで実施していたが、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、研修用動画の作成及び市ホームページ上への公開、並びに、廃棄物適正化推進員を対象としたアンケート調査等を経て、2022年度から研修会の実施方式を集合型からインターネットを中心とした形式へと正式に変更した。なお、2022年度は、新たな研修資料として「有害ごみの分別について」を作成し、市ホームページ上への公開等を行った。

11 事業所ごみ対策事業

「資源循環型社会」の実現をめざして、ごみの発生の抑制と再資源化などの徹底をスローガンに、1993年4月に条例を全面改正し、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を施行（事業所ごみに関する部分については9月施行）した。この条例で、市・事業者・市民の三者の役割・責任を明確にし、三者の協力体制によるごみの減量・再資源化とともに、とくに事業者には大きな責務と努力目標を規定している。

1998年8月1日から、事業者の自己処理責任の徹底、ごみ量に応じた排出者間の負担の公平性確保等を図るため、「事業所ごみ10kg未満」特例措置を廃止し、全面有料化に移行した。その後、2007年4月と2016年4月の2回に渡り一般廃棄物処理手数料を改定した。

事業用大規模建築物の所有者に対しては、その建築物で発生するごみの減量・再資源化及び適正処理の推進を図るため、①一般廃棄物の保管場所の設置、②廃棄物管理責任者の選任、③減量計画書の提出等を義務付け、義務を履行しない場合の「改善勧告」、「公表」及び「受入拒否」を定めているが、2019年4月より一定量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を「事業系一般廃棄物多量排出事業者」と定義し、①廃棄物管理責任者の選任、②減量計画書の提出等を義務付け、義務を履行しない場合の「改善勧告」、「公表」及び「受入拒否」を定めた。また、事業者に対しては、製品の開発・製造・流通・販売の各段階において、ごみの排出抑制や再利用、さらに包装・容器等の回収への努力等を規定している。

(1) 事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所の所有者への調査・指導

(2022年度)

区 分	大規模小売店舗	特定建築物	事業系一般廃棄物 多量排出事業所	計
件 数	140	289	33	462

※ 上記建築物を対象として立入調査等を実施（43件）

(2) 一般事業所への指導

ア 事業者への適正処理制度の周知等

新規事業者へ適正処理制度の周知を図るため、事業所ごみの適正処理に関するガイドブックの配布及び排出状況調査を実施した（249事業所）。

なお、事業所ごみの排出方法に対する苦情等についても、リーフレットによる現地指導や、文書指導を実施した（48件）。

イ 食品衛生講習会における説明

食品営業者を対象として、千葉市保健所（主催：千葉市食品衛生協会）で開催される食品衛生講習会において、事業所ごみの減量化・再資源化及び適正処理について説明した（7回実施）。

(3) 搬入物検査

清掃工場にごみを搬入する車両に対し搬入物検査を実施し、資源物や受入不適物の混入を防いでいる。

(単位：台)

年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
項 目					
検 査 台 数	13,119	13,454	13,633	13,782	13,941
不 適 正 台 数 (うち持ち帰り台数)	185 (84)	145 (81)	199 (199)	261 (261)	223 (222)

※ 不適正台数とは、搬入物に資源物や搬入不適物が混入されていた台数